

生駒市条例第7号

生駒市障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月15日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例

生駒市障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成18年3月生駒市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「定数」の次に「、任期」を加える。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（審査会の委員の任期）

第3条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第5条第1項に規定する条例で定める期間は、3年とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。